

草加市優秀建設工事表彰実施基準

令和4年6月1日

決裁

(趣旨)

第1条 草加市優秀建設工事表彰要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条の規定により、表彰の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、要綱第2条第2項に規定する表彰審査の対象となる受注者であって、次のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 要綱第2条第1項に規定する表彰審査の対象となる工事において、草加市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が90点以上となる工事を施工した受注者
- (2) 表彰審査の対象となる工事が3件以上（共同企業体により施工した工事の評価については、当該共同企業体の構成員ごとの工事評価とする。）であり、工事成績評定点の平均点が表彰審査の対象となる全ての市発注工事の工事成績評定点の平均点（以下「全体の平均点」という。）以上である受注者
- (3) 表彰審査の対象となる工事であって、工事成績評定点が全体の平均点以上となり、別表に掲げる部門の工事成績評定点が最上位である受注者

(表彰の対象外)

第4条 次のいずれかに該当する受注者は、前条の規定にかかわらず、表彰の対象外とする。

- (1) 表彰日の属する年度の前年度の初日から表彰の日までの間において、次のいずれかに該当する受注者
 - ア 草加市建設工事等請負業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）の規定により、指名停止の措置若しくは文書による警告の措置を受けている、又は受けることが明らかである者
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、監督処分を受けている、又は受けることが明らかである者
 - ウ 県内における公共工事で作業員（下請け業者に係る作業員も含む。）及び第三者の死亡事故（受注者に責任のあるものに限る。）を起こした者

(2) 共同企業体において、代表構成員、構成員のいずれかに工事成績評定点に70点未満の工事があった者

2 次のいずれかに該当する受注者は、前条第3号の規定による表彰の対象としないものとする。

(1) 表彰実施年度において前条第1号の規定による表彰を受けた受注者

(2) 表彰実施年度において前条第2号の規定による表彰を受けた受注者

(3) 表彰実施年度において共同企業体の代表構成員、構成員のいずれかに前条第1号及び第2号の規程による表彰を受けた者

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、優秀工事表彰の実施に関し必要な基準は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(草加市優秀工事表彰基準の廃止)

2 草加市優秀工事表彰基準（平成29年4月1日施行。以下「旧基準」という。）は、廃止する。

(適用区分)

3 この基準は、令和3年4月1日以後に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事に関する表彰は、旧基準の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部門名	主たる工事内容
土木工事部門	排水路工事、道路整備工事、橋りょう改修及び耐震化工事、区画整理事業工事、公園整備工事、下水道管布設及び布設替工事
水道工事部門	配水管布設及び布設替工事
建築工事部門	新築工事、増築工事、改築工事、大規模改修工事及び外構工事、耐震補強工事
電気設備工事部門	電力設備工事、受変電設備工事、電力貯蔵設備工事、発電設備工事、通信・情報設備工事、中央監視制御設備工事及び医療関係設備工事
機械設備工事部門	空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、さく井設備工事、浄化槽設備工事、昇降機設備工事、機械式駐車設備工事及び医療ガス設備工事